

参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月18日

白石市長 山田 裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

9地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月5日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 6経営体

個人 30経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理事業の活用方針

耕作放棄地の発生を未然に防ぐ方法として、機構が農地を借り受ける農地中間管理事業を活用していきます。

6. 地域農業の将来のあり方

農地所有者が耕作できなくなった場合等に、地域で農地中間管理事業の活用を推進し、耕作放棄地の発生防止と担い手への農地集積と集約化を進め、生産コストの削減を目指します。